

不妊・不育症でお悩みの方へ

	特定不妊治療費の助成	不育症治療費の助成
▶対象となる治療	体外受精・顕微授精（混合診療を除く）	不育症専門の医療機関による治療（混合診療を除く）
▶助成対象者	町内に在住し、平成28年度に神奈川県特定不妊治療費助成費の交付決定を受けた方。（夫婦合計所得額が730万円未満の方）	町内に在住し、平成28年度に指定医療機関にて不育症の治療を完了した方。（夫婦合計所得額が730万円未満の方）
▶申請期限	平成29年3月31日（金）まで	不育症治療終了日から6か月以内
▶助成額	上限10万円。（県の助成額が7万5千円の場合は、上限5万円）1年度につき1回限りで、通算して5年を限度とする。	上限10万円。1年度につき1回限りで、通算して5年を限度とする。

※不育症は、不妊症とは違い妊娠はするけれど、流産や死産を繰り返し、胎児が育たない状態をいいます。町では不育症の治療費を助成することで、より安全・安心な妊娠、出産に役立てる適切な支援をしています。（妊娠が継続できなかった原因がはっきりすると、治療により妊娠を継続することができるようになります。）まずは専門医に相談をしてください。

☎ スポーツ健康課 ☎ 内線308

私立幼稚園保育料等一部補助

町内に住所を有する方で、私立幼稚園に在園している園児のいる世帯の課税状況に応じた保育料等に対して一部を補助します。

近隣の私立幼稚園には、6月中旬に案内等を送付する予定ですので、在園している幼稚園で申し込みをしてください。
案内等がお手元に届かない場合は、お問い合わせください。

☎ 子育て支援課
☎ 内線317

就学・就園相談

教育委員会では、来年度、幼稚園、小・中学校に入園・入学予定のお子さんの就園・就学について、ことばの発達や集団生活の難しさが気になる、アレルギーについてなど、不安のある保護者の方の相談を受け付けています。
お気軽にご相談ください。



☎ 学校教育課
☎ 内線332
☎ 内線317

児童手当現況届の提出をお願いします

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月以降の児童手当等を引き続き受ける要件を満たしているかどうか、確認するためのものです。

対象者には6月初旬以降にお知らせを送付しますので、必要書類を添付のうえ、提出してください。（郵送可、駅前申請箱も利用できます）

▼必要な提出書類

- 請求者の健康保険証の写し
- 平成28年1月1日現在、大磯町に住民登録されていない方は、平成28年1月1日現在の住所地で発行される平成28年度所得証明書（所得額および控除額がわかるもの。源泉徴収票は不可）
- お子さんと別居している方は別居監護申立書、住民票等

▼届出先

子育て支援課（公務員の方は勤務先になります）
手当の詳細は、ホームページをご覧ください。

☎ 子育て支援課 ☎ 内線305

私立高等学校等就学支援補助金を支給

経済的理由により私立高等学校等への就学が困難な方、また就学の継続が困難な方に対して就学を奨励する補助金を支給します。

▼支給要件

- ・生徒と保護者が共に町内に住所を有する方（住民基本台帳に登録されている方）
- ・県内の私立の高等学校、中等教育学校後期課程、専修学校高等課程に在学していること

▼支給額

授業料への補助金
最高年額60,000円

※その他詳細は、町ホームページや本庁舎等で配布しているパンフレット等をご覧ください。

☎ 学校教育課 ☎ 内線322